

# 千葉県報

定例  
令和5年12月26日

## 主要目次

○	災害救助法に基づく救助の終了	一
○	土地改良区定款の変更認可	一
○	解除予定保安林	一
○	保安林の指定の解除	一
○	道路の供用開始	一
○	都市計画区域区分の変更	二
○	土地区画整理組合の設立認可	二
○	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(二件)	二
○	公安委員会告示	三
○	警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	三
○	公告	五
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	五
○	土地改良区役員の退任及び就任	五
○	都市計画区域区分の関係図書の縦覧	六
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	六
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	六
○	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	六
○	特定調達公告	六
○	入札公告(三件)	六
○	落札者等の公告	六

## 告

## 示

**千葉県告示第五百九号**  
 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条第一項の規定により令和五年千葉県告示第三百五十二号の二(災害救助法に基づく救助を行う区域)で行うこととした救助について、長生郡睦沢町の区域内にあつては令和五年十二月七日をもって、夷隅郡大多喜町の区域内にあつては同月十一日をもって、それぞれ終了した。  
 令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第五百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、赤目川土地改良区の定款の変更を令和五年十二月十八日付けで認可した。  
 令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第五百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。  
 令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 解除予定保安林の所在場所

香取郡多古町北中字亀甲五二一番三

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

### 千葉県告示第五百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する。  
 令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

長生郡白子町刺金字川岸二、七二六番八、二、七二八番一、二、七二八番四、二、七二九番一、二、七二九番二五、二、七二〇番二、二、七二〇番一〇、中里字北濱芝四、四八二番二八

#### 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

### 千葉県告示第五百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年十二月二十七日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和五年十二月二十六日から三週間、縦覧に供する。  
令和五年十二月二十六日

路線名	供用開始の区間
県道君津大貫線	富津市本郷字一丁目五番一地先から上飯野字横峰三、一四一番地先まで

千葉県告示第五百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、流山都市計画区域区分を次のとおり変更した。  
令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類及び名称

流山都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

流山市西深井字中谷、字種井下及び字早稲田、平方字上谷、字中谷、字下中谷、字下谷及び字勢至前、中野久木字宮下及び字田苗下、小屋字土深割、北字赤坂、南字上谷、字上耕地及び字下耕地、谷字西ノ下、桐ヶ谷字子ノ神並びに上貝塚字寺下の各一部の区域

千葉県告示第五百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、成田市不動産区画整理組合の設立を次のとおり認可した。  
令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 組合の名称

成田市不動産区画整理組合

二 事業施行期間

令和五年十二月二十六日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

成田市不動産区画整理法の全部の区域並びに不動産区画整理法、字論田、字荻分、字中弘及び字向山並びに富里市日吉倉字柳沢の各一部の区域

四 事務所の所在地

成田市不動産区画一、八七〇番地

五 設立認可の年月日

令和五年十二月十三日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

成田市不動産区画整理組合の事務所の掲示場並びに成田市役所及び富里市役所の掲示場に掲示する。

千葉県告示第五百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

船橋市

二 都市計画事業の種類及び名称

船橋都市計画下水道事業船橋市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十七年十月二十六日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

千葉県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

船橋市

二 都市計画事業の種類及び名称

船橋都市計画下水道事業船橋市第九号公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月十日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 平成四年千葉県告示第百六十八号、平成六年千葉県告示第百三十五号、

公安委員会告示

平成八年千葉県告示第八百五十六号、平成十年千葉県告示第五百一十一号、平成十三年千葉県告示第三百三十号、平成十七年千葉県告示第三百二十五号、平成十七年千葉県告示第三百八十五号、平成十九年千葉県告示第四百四十二号、平成二十二年千葉県告示第三百六号、平成二十二年千葉県告示第五百二十二号、平成二十四年千葉県告示第二百五十一号、平成二十七年千葉県告示第三百一十号、平成二十九年千葉県告示第二百二十九号、令和二年千葉県告示第三百二十五号及び令和四年千葉県告示第三百三十六号の事業地(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

(一) 船橋市夏見七丁目の一部の区域  
 (二) 船橋市高根町、飯山満町一丁目、米ヶ崎町、東町及び夏見五丁目地内

千葉県公安委員会告示第32号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年12月26日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利

- 1 講習に係る警備業務の区分  
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間  
 令和6年3月6日（水曜日）から14日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 3 講習の場所  
 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階
- 4 受講対象者  
 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者  
 (3) 規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

- (4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者
- (5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員  
 20人
- 6 講習業務の委託  
 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。
- 7 受講申込手続等  
 (1) 受講申込手続  
 ア 申込方法  
 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者については、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。  
 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。  
 イ 受講申込票受付期間等  
 令和6年1月22日（月曜日）から26日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで
- (2) 受講者決定通知  
 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。  
 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。
- (3) 受講手続等  
 ア 受講手続  
 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。  
 イ 受講申込書受付期間等  
 令和6年2月13日（火曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで  
 ウ 添付書類

<p>(ア) 4 (1) に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 47,000円</p> <p>イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>	<p>育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による陸止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 20人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和6年1月22日(月曜日)から26日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を</p>
<p><b>千葉県公安委員会告示第33号</b> 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和5年12月26日</p>	
<p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和6年3月11日(月曜日)の午後1時から午後5時まで及び同月12日(火曜日)から14日(木曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階</p> <p>4 受講対象者 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教</p>	

受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和6年2月13日(火曜日)から16日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者

合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4 (4) に該当する者

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

23,000円

イ 納入方法

受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公

告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク木更津

木更津市金田東三丁目一番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

3 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

十一か所

4 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

十二か所

5 変更年月日

令和五年十二月一日

二 届出年月日

令和五年十一月三十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、勝浦市土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 退任理事

勝浦市南山田一九九番地の二

名木九五番地

大森九四八番地

上野七二一番地の一

大楠一、七三五番地

数 金 清 美  
吉 野 勇 孝  
渡 辺 義 之  
荻 込 義 實  
西 川 豊

〃	杉戸七〇六番地	堀 込	正 一
〃	宿戸二四八番地	鈴 木	治
〃	松野五〇二番地の一	末 吉	利 夫
〃	白木一四番地一	竹 下	正 男
〃	植野六二五番地	松 崎	栄 二
二	退任監事		
	勝浦市貝掛三六五番地	藤 平	和 喜
〃	杉戸一、四二七番地	末 吉	幸 光
〃	鵜原八一七番地	瀧 本	幸 三
三	就任理事		
	勝浦市名木一一八番地	吉 野	修 文
〃	大森五五番地	吉 野	安 男
〃	植野一、四四七番地	畔 田	忠 彦
〃	上野七二一番地の一	荻 込	好 久
〃	大楠一、一九八番地	谷 達	富 久
〃	杉戸四一三番地	末 吉	永 武
〃	中倉四七八番地	永 野	鈴 均
〃	平田三七番地	鈴 木	正 男
〃	白木一四番地一	竹 下	渡 邊
〃	墨名八〇一番地の一一	渡 邊	ヒロ子
四	就任監事		
	勝浦市貝掛三六五番地	藤 平	和 喜
〃	杉戸一、四二七番地	末 吉	幸 光
〃	鵜原八一七番地	瀧 本	幸 三

都市計画区域区分の関係図書の縦覧  
 令和五年千葉県告示第五百十四号(都市計画区域区分の変更)に係る流山都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
 令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和五年十二月二十六日流山市の変更に係る流山都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
 令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和五年十二月二十六日富里市の変更に係る成田都市計画地区計画七栄北新木戸地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
 令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年十二月二十六日八千代市の変更に係る八千代都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。  
 令和五年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年12月26日

千葉県印旛地域振興事務所長 伊 能 敬 之

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 千葉県印旛合同庁舎総合管理業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 佐倉市鑄木仲田町8番地1 千葉県印旛合同庁舎
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費

<p>税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に掲げる事業について、同項の登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 清掃業務については、令和2年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の清掃業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(8) 電気・機械設備等運転監視日常点検保守業務については、令和2年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の電気・機械設備等運転監視日常点検保守業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(9) 仕様書に定める資格等を有する者を配置できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒285-8503 佐倉市籾木仲田町8番地1 千葉県印旛地域振興事務所地域防災課 電話043(483)1122</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</a></p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月26日から令和6年1月19日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年2月15日午後5時</p>	<p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年2月15日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年2月16日午前9時30分 千葉県印旛合同庁舎2階第1会議室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」及び「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあるとき、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除 イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県印旛地域振興事務所長から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>
--	--

<p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年1月19日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配付する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年1月19日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県印旛地域振興事務所所長が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(11) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Total maintenance and operation of Chiba Prefecture Inba Area Administration Building including cleaning and engineering(1set)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 15 February, 2024</p>	<p>(3) Contact point for the notice: Regional Disaster Prevention Division, Inba Regional Branch Office, 8-1 Kaburaginakata-cho, Sakura-shi, Chiba Prefecture, 285-8503 Japan TEL 043-483-1122</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年12月26日</p> <p>千葉県文書館長 大野 義弘</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 文書館建物総合維持管理業務委託 一式</p> <p>(2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県中央区中央四丁目15番7号 千葉県文書館</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 千葉市内に本社又は事業所を有し、かつ、電気・機械設備の遠隔監視において警報を受信した場合又は千葉県文書館からエレベーターの故障連絡等を受けた場合に60分以内に技術員を派遣することが可能な者であること。</p> <p>(7) 電気・機械設備等保守運転管理業務について、令和2年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の事務所等建物の常駐(夜</p>
---	---

<p>間・休日を除く常駐又は24時間常駐のいずれか)及び遠隔監視による電気・機械設備等保守運転管理業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(8) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の認定を受けていること。</p> <p>(9) 開札日から起算して過去3年以内に、警備業法違反による認定取消し及び営業停止命令を受けていないこと。</p> <p>(10) 警備業務について、令和2年4月1日以降において、12箇月以上継続して、事務所等建物の常駐(夜間・休日を除く常駐又は24時間常駐のいずれか)による警備業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(11) 清掃業務について、令和2年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の事務所等建物の清掃業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(12) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号から第8号までに掲げる事業について、登録を受けている者であること。</p> <p>(13) 開札日から起算して過去3年以内に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律違反による登録取消しを受けていないこと。</p> <p>(14) エレベーター、空調設備及び消防設備の各保守点検業務について、それぞれ、令和2年4月1日以降において、12箇月以上継続して、事務所等建物の同種の委託契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(15) 仕様書に定める資格等を有する者を配置できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-0013 千葉市中央区中央四丁目15番7号 千葉県文書館管理課 電話 043(227)7555</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</a></p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月26日から令和6年1月23日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年2月14日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年2月14日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年2月15日午前10時 千葉県文書館5階会議室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価</p>	<p>格制度実施要領」及び「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県文書館長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p>
---	---

令和5年12月26日(火曜日)

<p>(ア) 提出期限 令和6年1月23日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年1月23日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県文書館長が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Total maintenance and Operation of Chiba Prefectural Archives building including engineering, security, cleaning, sanitary inspection, inspection of building and equipment, maintenance of elevator, air conditioning equipment, fire protection equipment and audiovisual systems, and planting management (1set)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 14 February, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Chiba Prefectural Archives, 4-15-7 Chuo, Chuoku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-0013 Japan TEL 043-227-7355</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年12月26日</p> <p>千葉県こども病院長 中 島 弘 道</p>	<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 千葉県こども病院で使用する電力 予定使用電力量 6,499,000キロワット時</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県緑区辺田町579番地の1 千葉県こども病院</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 令和5年度における千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果が「適合」である者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県緑区辺田町579番地の1 千葉県こども病院事務局管理課 電話043(292)2111 内線2218</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</a></p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月26日から令和6年1月19日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く)</p>
--	--

令和5年12月26日

<p>く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年2月13日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年2月13日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年2月14日午前10時 千葉県こども病院医師研修室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県病院局財務規程(平成16年千葉県病院局管理規程第22号。以下「財務規程」という。)第135条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 財務規程第126条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県こども病院長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年1月19日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年1月19日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県こども病院長が判断した入札者であって、財務規程第140条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p>	<p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度病院事業会計予算が令和6年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity to be consumed at Chiba Children's Hospital; Estimated consumption of electric power 6,499,000kWh/year</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 13 February, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Secretariat, Chiba Children's Hospital, 579-1 Heta-cho, Midori-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 266-0007 Japan TEL 043-292-2111 EXT. 2218</p> <hr/> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年12月26日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>その1</p> <p>①令和5年度ヘリコプターかとり3号(川崎式BK117C-2型、JA93CP)8年目定期耐空証明更新追加整備 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和5年10月19日 ④セントラルヘリコプターサービス株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1 ⑤60,917,433円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号</p> <p>その2</p> <p>①警察用船舶「ぼうそう」中間検査整備 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和5年11月7日 ④墨田川造船株式会社 東京都江東区潮見二丁目1番16号 ⑤108,900,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年9月22日</p>
--	--

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八